

令和8年2月20日

＜同時資料提供先＞

合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

災害等発生時に災害応急対策活動（操作及び撮影） にご協力いただける会社を募集します

中国地方整備局では、地震、大雨、台風等の異常な自然現象及び予想できない災害等が発生した場合に、緊急的な災害の状況把握を行うため、中国地方整備局中国技術事務所が保有する有線給電機能付き無人航空機（有線ドローン）を飛行させています。この度は、応急対策活動を行っていただける企業と協定を締結するための募集を以下のとおり行います。

- 協定名称：有線給電機能付き無人航空機による災害応急対策活動（操作及び撮影）に関する基本協定
- 協定期間：協定開始日～令和9年3月31日
- 協定区域：災害発生区域（活動区域は希望区域を選定できます）
- 活動内容：地震、大雨、台風等の異常な自然現象及び予想できない災害等により発生した災害の状況把握（操作及び撮影）
- 募集期間：令和8年2月20日（金）～令和8年3月10日（火）
- 募集要領：募集要領の詳細については、別紙よりご確認ください。また、中国地方整備局ホームページに掲載しています。



○問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 TEL 082-221-9231（代表）

082-511-6332（ダイヤルイン）

（担当） 道路部 道路管理課長 ^{かわい}河井 ^{ともひさ}知久（内線4411）
道路防災調整官 ^{やまぐち}山口 ^{まさき}正樹（内線4412）



中国地方整備局
ホームページ

有線給電機能付き無人航空機（有線ドローン）による 災害応急対策活動（操作及び撮影）に関する基本協定 募集要領

「有線給電機能付き無人航空機（有線ドローン）による災害応急対策活動（操作及び撮影）に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

令和8年2月20日

中国地方整備局 道路部長 大江 真弘

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 有線給電機能付き無人航空機（有線ドローン）による災害応急対策活動（操作及び撮影）に関する基本協定
- (2) 活動場所 災害発生区域又は発生する恐れがある区域における災害応急活動等への協力を原則とします。
本協定の活動場所は別記様式4の1. のとおりとします。
- (3) 活動内容 本活動は、(2)の活動場所において、地震、大雨、台風等の異常な自然現象及び予期できない災害等により発生した災害の状況把握（操作及び撮影）と報告を行うものです。
本協定の活動内容は別記様式4の2. のとおりとします。
- (4) 協定期間 この協定の期間は、協定を締結した日から令和9年3月31日までの期間とする。

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げるいずれかの資格を有している者であること。
- ① 中国地方整備局における令和7・8年度の一般競争参加資格の「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていること、又は、中国地域における令和7・8・9年度の一般競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の認定を受けていること。

- ② 上記資格を申請中の場合は協定開始日までに「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写しを提出すること。
- (3) 基本協定参加資格確認申請書（基本協定参加資格確認のための添付資料を含む。以下、この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 本協定に基づき災害応急対策活動を実施する場合において、本活動を総括的に管理する者は協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。
上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。
- (7) 遠隔操作による空撮用小型無人ヘリ等の飛行実績を証明できる者。
- (8) 一等無人航空機操縦士又は二等無人航空機操縦士を有していること。
- (9) 第三級陸上特殊無線士の資格を有していること。
- (10) 日本国内に本店又は支店がある者。
また、(7)の基準を満たす技術者及び本活動の実務を担当する技術員が在籍する本店又は支店等から要請後24時間以内に中国地方整備局中国技術事務所に到着できること。

※ (8)、(9)の資格保有者は、同一の者でなくて良いが、作業時は(8)、(9)の資格者が現地に常駐すること。

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2.に掲げる応募資格を満たしている者で行います。
- (2) 提出資料の内容に関するヒアリングを実施する場合があります。
- (3) 非選定の結果については、書面により通知します。

4. 担当部局

〒730-8530 広島市中区上八丁堀6番30号
国土交通省中国地方整備局 道路部 道路管理課

TEL 082-221-9231 内線4412、4421

FAX 082-227-1446

E-MAIL cgr-dourokyotei@cgr.mlit.go.jp

件名「有線給電機能付き無人航空機（有線ドローン）による災害応急対策活動（操作及び撮影）に関する基本協定について」

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

- ① 基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】
- ② 中国地方整備局における令和7・8年度の一般競争参加資格の「土木関係建設コンサルタント業務」又は、中国地域における令和7・8・9年度の一般競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し。

なお、申請中の場合は協定開始日までに上記資格の「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写しを提出すること。

- ③ 遠隔操作による空撮用小型無人ヘリ等の飛行実績が確認できる資料
- ④ 一等無人航空機操縦士又は二等無人航空機操縦士を有していることが確認できる資料【別記様式2】
- ⑤ 第三級陸上特殊無線士の資格を有していることが確認できる資料【別記様式2】
- ⑥ 活動の実施体制【別記様式3】

※2.(10)に示す活動の実施体制が確認できる資料を提出願います。

- ⑦ 本活動を総括的に管理する技術者と協定締結希望者との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる資料

- ⑧ 活動場所【別記様式4】

※希望する活動場所を選択して下さい。

(2) 押印の省略

基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】において、「本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先（連絡先は2つ以上）」を明記することで、押印を省略できます。

「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載例

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

〇〇(株) 代表取締役 □□ □□

担当者（会社名・部署名・氏名）：

〇〇(株) 営業部 〇〇 〇〇

連絡先 1（代表）： 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

連絡先 2（直通）： △△△-△△△-△△△△

※連絡先は「代表番号」、「契約部署直通番号」等を記載すること。

（携帯番号を記載する場合は社用のものに限る。個人携帯番号は記載しないこと。）

（3）申請書の提出

1) 押印を省略する場合

①提出方法：申請書（追加資料を含む）は、PDFファイルに変換のうえ4. の担当部局にメール又はCD-R持参にて提出して下さい。

応募様式【別記様式2～4】は、エクセルデータも提出してください。

②受付期間：令和8年2月20日（金）から令和8年3月10日（火）までの土日・祭日を除く毎日、9時30分から17時00分までとします。

申請書の提出日による協定締結日は1.（4）のとおり。

2) 押印を省略しない場合

①提出方法：申請書（追加資料を含む）は、4. の担当部局に本紙を持参又は郵送（書留に限る）にて提出してください。

応募様式【別記様式2～4】は、エクセルデータもメール又はCD-Rにて提出して下さい。

②受付期間：令和8年2月20日（金）から令和8年3月10日（火）までの土日・祭日を除く毎日、9時30分から17時00分までとします。（郵送は必着のこと。）

申請書の提出日による協定締結日は1.（4）のとおり。

（4）申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がある場合は、メールにより提出してください。

1) 提出方法：メール

2) 受領期間：令和8年2月20日（金）から令和8年2月27日（金）の17:00まで

3) 提出場所：cgr-dourokyotei@cgr.mlit.go.jp

件名「令和8年度災害協定（有線給電機能付き無人航空機）申請書作成の質問について」

（5）（3）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期 間：回答を作成後、令和8年3月3日（火）までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分までとします。

②場 所：4. に同じ。

(6) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

(7) その他

① 申請書(追加資料を含む)の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。

② 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とし、提出された申請書は、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。

また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。

③ 提出された申請書は、返却しません。

④ 協定書の発行にあたっては、本書を2通作成し各々の記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとします。

(別記様式1)

[記入例]

(用紙A4)

基本協定参加資格確認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局 道路部長 大江 真弘 殿

住 所

会 社 名 (株)〇〇コンサルタント

代 表 者 氏 名

令和8年2月20日付けで募集のありました「有線給電機能付き無人航空機(有線ドローン)による災害応急対策活動(操作及び撮影)に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書5.(1)③に定める遠隔操作による空撮用小型無人ヘリ等の飛行実績が確認できることを記載した書面
 - ④一等無人航空機操縦士又は二等無人航空機操縦士の資格を有していることが確認できる書面
 - ⑤に定める第三級陸上特殊無線士の資格を有していることが確認できる書面
- 2 基本協定締結説明書5.(1)⑥に定める活動の実施体制を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書5.(1)⑦に定める本活動を総括的に管理する技術者と協定締結希望者との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できることを記載した書面
- 4 基本協定締結説明書5.(1)⑧に定める活動場所及び活動内容を記載した書面
- 5 基本協定締結説明書5.(1)②一般競争参加資格認定通知書の写し

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号: 代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(別記様式2)

(用紙A4)

[記入例]

- ・遠隔操作による空撮用小型無人ヘリ等の飛行実績が確認できる資料

日付	活動場所	活動内容	資料番号
平成〇年〇月〇日	〇〇県〇〇市 (県道〇〇線法面災害現場)	被災状況の撮影	資料-1

※実績が確認できる資料(様式自由)の提出をお願いします。

実績は代表的な1件の記載をお願いします。

- ・一等無人航空機操縦士又は二等無人航空機操縦士の資格を有していることが確認できる資料(一名以上)

- ・第三級陸上特殊無線士の資格を有していることが確認できる資料(一名以上)

※資格を有していることが確認できる資料(無線従事者免許証等の写し)の提出をお願いします。

(別記様式3)

活動の実施体制

[記入例]

会社名：

○本活動を総括的に管理する技術者

技術者の氏名	○○○○	在籍する本支店名	○○コンサルタント(株) ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

○本活動の実務を担当する技術員

技術員の氏名	○○○○	在籍する本支店名	○○コンサルタント(株) ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

技術員の氏名	○○○○	在籍する本支店名	○○コンサルタント(株) ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

技術員の氏名	○○○○	在籍する本支店名	○○コンサルタント(株) ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

：

：

※緊急時に速やかに対応できる技術員を記載してください。

○緊急時に準備できる従事者数、班数及び活動の実務を担当する会社から中国地方整備局中国技術事務所までの距離、時間を記載して下さい。

・従事者数 ○○人 ・班数 ○班 ・距離 ○○km ・時間 ○○時間

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

- 遠隔操作による空撮用小型無人ヘリ等の飛行実績が確認できる資料、一等無人航空機操縦士又は二等無人航空機操縦士、第三級陸上特殊無線士の資格を有していることが確認できる資料（別記様式2） →必須提出

- 活動の実施体制が確認できる資料（別記様式3） →必須提出

- 活動場所（別記様式4） →必須提出

- 本活動を総括的に管理する技術者と協定締結希望者との直接的かつ恒常的(3箇月以上)な雇用関係が確認できる資料
(日本年金機構や保険組合等が発行する「標準報酬決定通知書」の写し、
「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写し、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、「雇用保険被保険者証及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」の写し等)

→必須提出

- 一般競争参加資格認定通知書の写し →必須提出

- その他参考資料 →必要に応じ提出

これらの添付資料が未提出の場合は、基本協定参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。

(別記様式4)

活動場所

1. 活動場所は対応可能な場所に○をして下さい。

「その他地域」の対応が可能な場合は、()内に対応できる地域を記入して下さい。

()内に記入する場合は、〇〇県内全域、中四国地方全域など具体的な活動場所が分かるように記入して下さい。

1. 活動場所 (対応可能な活動場所に○をして下さい。)

活動場所	備考
全国・中国地方全域・広島県内全域・その他地域 その他地域()※対応可能な地域等を記入	

有線給電機能付き無人航空機（有線ドローン）による災害応急 対策活動（操作及び撮影）に関する基本協定書（案）

国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長 ○○○○（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合（以下「自然災害発生時等」という。）における復旧支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、大雨、台風等の異常な自然現象及び予期できない災害等の場合に、中国地方整備局管内において発生した災害の応急対策活動（以下、「活動」という。）に関し、緊急的な災害の状況把握を実施するにあたり、乙は協力して被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（活動の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域（以下「実施区域」という。）は、以下の各号を基本とする。
なお、甚大な災害発生等の理由により、実施区域外への広域的な災害応急対策活動等を要請する場合がある。

○○○○の災害発生区域又は発生する恐れがある区域

（活動内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、地震、大雨、台風等の異常な自然現象及び予期できない災害等により発生した災害の状況把握（操作及び撮影）と報告とし、甲の指示に基づき行うものとする。

2 乙が被災状況調査等に使用する有線給電機能付き無人航空機（以下「有線ドローン」という。）は甲が手配するものとする。

（活動の要請）

第4条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。

2 乙は、前項の要請の連絡を受ける者をあらかじめ書面（様式自由）により、甲に通知するものとする。

- 3 乙は、甲から被災状況調査等を要請された時は、被災状況調査等を実施する担当者の氏名及び電話番号、被災状況調査等を実施する場所までの移動方法、到着予定時間等を速やかに甲へ報告することとする。

(活動の実施)

第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は、速やかに出動するものとする。

- 2 活動の指示は、甲が指定する者（以下「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

- 3 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

- 4 乙は、被災状況調査等を実施する期間において、第三者への損害、人身傷害等にかかる保険に加入すること。

(資格者数の提出)

第6条 乙は、操作を行う可能性のある者のリストを提出するとともに一等無人航空機操縦士又は二等無人航空機操縦士、第三級陸上特殊無線士の資格者数及び資格を証明するものを書面により速やかに甲に提出するものとする。

なお、一等、二等操縦者技能証明を有さない者は飛行許可承認の申請を行うこと。

(契約の締結)

第7条 甲は、乙に第4条の活動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(関係業者との協力)

第8条 乙は、現場状況により甲が通知する関係業者と協力して活動を実施するものとする。

(活動の完了)

第9条 活動の完了は、指示者の指示を以て完了するものとする。

乙は、活動が完了したときは、速やかに指示者に対し、口頭及び書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び使用数量を書面により、甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第10条 乙は、活動完了後、活動に要した費用を第7条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第11条 甲は、第10条により請求を受けたときは、内容を精査し第7条により締結した契約に基づき、その費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第12条 活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは有線ドローンに損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

2 活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは有線ドローンに損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

3 活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは有線ドローンに損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の特例)

第13条 甲が特に必要と認めて第1条及び第2条並びに第3条に定める事項以外の協力を乙に要請するときは、本協定書を準用するものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、協定開始日から令和9年3月31日までとする。

2 甲又は乙の一方から本協定を解除させる旨の意思表示がなされた場合は、甲及び乙は協議を行い、解除を行うことができるものとする。

ただし、解除の意思表示は、解除を希望する日の1週間前までに行うものとする。

(法定外労働災害補償制度の加入確認)

第15条 本協定に基づき甲と乙が請負契約を取り交わす場合は、乙が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

なお、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

また、当該法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(訓練・説明会等)

第16条 甲乙が調整した期間及び対象の有線ドローンにおいて、操作・作業手順の確認等を実施するものとする。

なお、この操作・作業手順の確認等に要する契約については別途行うものとする。

(その他)

第17条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島市安芸区船越南2丁目8番1号
国土交通省 中国地方整備局
中国技術事務所長 ○○ ○○

乙 ○○○○